

# はろカフェ



## ～基本手当受給中のパート、アルバイトについて～

「失業給付受給中にパート、アルバイトをしてもよいか。」といった相談をよく受けますが、今回は失業給付（基本手当）受給中のパート、アルバイトについて説明します。

### 週20時間以上の労働で「就職」の扱い。

失業給付受給中にパート、アルバイトをする場合は、その雇用契約の内容が原則週20時間以上の労働となる場合は、「就職」の扱いとなります。ですので、週20時間以上で働く場合は、失業給付の受給はできませんので、「就職の届出」をすることになります。

就職の届出は、前回のコラム（vol.2）で説明しましたように、就職日の前日に①受給資格者証と②採用証明書と③失業認定申告書をハローワークの給付窓口を持参して行います。

パート、アルバイトでも条件がそろっているようであれば、「再就職手当」や「就業促進定着手当」が受給できる場合があるので、「就職の届出」を忘れないようにしてください。（再就職手当の申請書は「就職の届出」をした方に、就業促進定着手当の申請書は「再就職手当の受給」をした方にお渡ししています。）

### 週20時間未満の労働では失業給付が受給できるか。

では、週20時間未満のパート、アルバイトをする場合、失業給付（基本手当）は受給できるのでしょうか。並行して他に週20時間以上の労働をするための意思、能力があれば、受給は可能となります。

例えば、並行して他に仕事探しをしない場合や仕事探しするにしても週20時間未満の短時間労働しか希望しない場合、パート、アルバイトのため、一定の求職活動をしていない場合などは、労働の意思、能力が無いため受給できません。

### パート、アルバイトによる失業給付の減額について

基本手当受給中のパート、アルバイトが「就職の扱い」とならない場合でも、労働時間と賃金によって、給付額が減額される場合があります。

一日4時間以上働いた場合⇒働いた日は不支給

一日4時間未満働いた場合⇒賃金に応じて減額される場合あり

### <減額幅の計算>

減額計算を行うのは、賃金支払い日直後の認定日となります。ですので、一日4時間未満の労働をした場合は、労働をしたタイミングで減額を行っているのではなく、賃金が支払われるタイミングで減額計算をしています。

次に減額幅の計算ですが、失業給付の支払いの対象となる期間中に一日4時間未満で働いた日の賃金から計算します。一日4時間以上で働いた日の賃金は除いて計算するため、賃金支払い直後の認定日では、タイムカード（労働時間の確認）と給与明細（賃金の確認）が必要になります。タイムカードが無い場合は、西神所作成の「就労・内職証明書」を配付していますので、給付窓口でご相談ください。以下のように複雑な計算をした上で、減額支給をしています。

減額幅＝（4時間未満の賃金／4時間未満の労働日数－内職控除額＋基本手当日額）

－賃金日額×0.8

減額された日の基本手当日額＝基本手当日額－減額幅

### 失業給付受給中のパート、アルバイトは有効なのか？

よく受給中のみなさまからいただく質問ですが、保険制度なので、損得ではお話しできません。しかし、パート、アルバイトをすることで、①認定日ごとにお支払する失業給付が減る場合があること、②労働日数や賃金の確認のために、労働条件証明書、タイムカード、給与明細等の確認書類を準備いただく必要があることはご理解いただけたかと思います。パート、アルバイトをした場合、賃金と失業給付とを合せると、全日失業していた場合と比べて手取り額は増える可能性があります。増えた手取り額について、実質的な労働の対価として見合ったものであるか、「増えた手取り額÷労働時間」で確認してみるのもイイかもしれません。

前回のコラム（vol.1）でも説明しましたが、基本手当をすべて受け取るためには、定期的に認定日に来所して失業の認定を受けなければならず、相当の期間が必要となります。

また、パート、アルバイトによって認定の際に不支給となった日がある場合は、受給期間内であれば、その日数は繰り越しになりますが、支給終了予定日が遅くなるため、かえって失業期間（ブランク）が長くなり、次の就職にとって不利になる場合があります。

このため、ハローワーク西神では、条件を満たせば再就職手当と就業促進定着手当で所定給付日数分の給付金を受給できる可能性があることに着目し、みなさまに早期再就職をおススメしています。

### 【次回コラム】

ハローワークで職業相談、職業紹介を受けるメリットについて。

### 【お問い合わせ】

西神公共職業安定所 雇用保険課

TEL 078-991-1100